

# 介護保険料 月6000円超の自治体も

## 滋賀では、大津市と長浜市が6000円超

厚生労働省は5月14日、65歳以上の高齢者が支払う2021〜23年度の介護保険料が、全国平均で月額6014円になるとの集計結果を発表しました。18〜20年度の5869円と比べて145円（2.5%）高くなりました。

高齢化の進展や事業所に支払う介護報酬が、今年4月から引き上げられたことなどが大きな要因です。介護保険料は、全国15

71の自治体と広域連合がそれぞれ3年ごとに改定。集計によると、全体の48.6%が引き上げ、36.2%が据え置き、15.2%が引き下げました。政令市では大阪市が最も高く、8094円でした。

### 公費の負担で軽減を

現行の制度では、介護サービスの利用が増えたり介護報酬が引き上げられたりすれば、直ちに保険

料に跳ね返る根拠に矛盾を抱えています。

保険料の高騰を抑えながら介護制度の充実を図るために、公費負担の割合を大幅に増やすことが大切です。

生活と健康を守る会 ニュースを参考

滋賀県内の介護保険料基準額（月額）

市区名	介護保険料基準額（月額）
長浜市	6,570円
大津市	6,350円
野洲市	5,980円
甲賀市	5,940円
草津市	5,900円
守山市	5,900円
米原市	5,900円
栗東市	5,890円
彦根市	5,860円
近江八幡市	5,400円
湖南市	5,396円
東近江市	5,200円

=滋賀民報4月4日号より抜粋=

コロナ禍の影響で雇い止めにあい、私の介護保険料と母の介護費用が溜まっています…。

=しが医療生協と生健会の「何でも相談会」より=

まず、滞納した期間によって、次の順序で制限が加わります。

・1年以上滞納では、要介護4で28万円の介護保険サービスを利用した場合、1割負担の人なら2万8000円の負担で済みますが、介護保険料を1年以上滞納している場合は、一度28万円を全額支払ってからその後25万2000円の払い戻しを受けることになります。

・1年6カ月以上滞納では、要介護4で28万円の介護保険サービスを利用した場合、1割負担の人なら2万8000円の負担で済みますが、介護保険料を1年6カ月以上滞納している場合は、一度28万円を全額支払ってから滞納している介護保険料を差し引き、残りが払い戻されることになります。

・2年以上滞納では、要介護4で28万円の介護保険サービスを利用した場合、1割負担の人なら2万8000円の負担で済みますが、2年以上滞納すると、ペナルティとして3割負担の8万4000円と3倍の負担となってしまいます。

介護保険料を滞納すると、まず行政から郵便や電話、訪問などの方法で督促します。さらに滞納を続けた場合は介護保険の利用が制限され、介護サービスの利用の有無にかかわらず財産の差し押さえを受ける場合もあります。

2016年には差し押さえを受けた高齢者の方が、1万6000人を突破するなど、滞納する人が増加傾向にあります。



コロナ禍において「介護難民」や「介護離職」が進むなか、更なる利用者や家族に1層の負担を迫るのは、本末転倒な施策で許すことはできません。また、介護費用を抑えた市町村には国の財政支援を手厚くすることは、介護保険からの無理な「卒業」や「門前払い」を加速させています。しが健康医療生協は、いまこそ公費負担を増やすことを訴えています。（金岡）